

# オランダのモデル租税条約(上)

## 研究ノート

東京大学助教授  
増井良啓  
ますい・よしひろ

### 目次

- I 本稿のねらい——オランダの租税条約をとりあげることの意義
- II オランダ税制の国際的側面
- III オランダ・モデル租税条約(以下次号)
- IV 仮説の提示——開放経済における「小国の戦略」

### I 本稿のねらい

#### ——オランダの租税条約をとりあげることの意義

国境を越える取引に対する課税(以下「国際課税」という)について論ずるとき、日本においてよく参照されてきたのは、米国のルールである。一種のモデル国として米国をとりあげることには、たしかに、いくつかの納得のいく理由があった。第一に、米国法における国際課税ルールは、一般的に活発な法形成過程を反映して、高度の発展をとげている。第二に、米国は大きな国内市場を有してお

り、第二次大戦直後には最大の資本輸出国として、近年は大口の資本輸入国として、世界経済の中で大きな位置を占めている。第三に、以上の二点と密接に関連することであるが、米国から発信される新しい考え方や政策は、日本を含む世界各国におけるルール形成の上でも、またそれぞれの国内市場のアクターの利害に対しても、大きな影響力を有している。このように米国は、国際課税に関するルール形成を地球規模で主導する役割を果たしてきた。米国でさきがけて立法化され、その後各国に広まってきた国際課税ルールの例としては、①タックス・ヘイブン対策税制(米国では一九六二年にサブパートFとして導入され、日本では一九七八年に導入された)、②移転価格税制(米国では一九二二年から存在する制度が一九六八年規則によって本格的に国際取引に対して適用される制度となり、日本では一九八六年に導入された)、③過少資本税制(米国では

自己資本と他人資本との区別に関する一般法理として長く議論されてきたものが一九八九年に earnings stripping rule として立法化され、日本では一九九二年に導入された)、といったものがある。これらのルールの重要性にかんがみれば、これまで日本の法律家が米国における国際課税ルールの動向を追跡する努力をばらばらしてきたことは、当然といってよいほどの理由があった。そして、今後とも引続き、米国のルールのゆくすえを正確に把握し、日本の企業・政府にとっての対応策を検討していくことが、必要である。

以上のように圧倒的ともいえる米国への関心と比較したとき、オランダについての関心は、高度な国際的タックス・プランニングに携わるごく少数の専門家を除いて、従来、必ずしも高くなかった。これは、ある意味では、自然なことであつたといえよう。オランダは、人口やGNPのうえでは、かなり小さな国であ

る。また、OECD各国がここ数十年かけて導入してきたさまざまな制度が、オランダ国内法には欠落しているようにさえみえる。たとえばオランダにはタックス・ヘイブン対策税制は存在しない。過少資本税制も、その導入が一九九四年に検討されながら、結局は立法化されなかった。移転価格税制についても、米国型の特別立法ではなく、同様の問題に対して所得算定の一般法理によって対処している。制度配置の表層のみをみていると、オランダの国際課税ルールはやや時代遅れではないか、といったいささか失礼な印象に誘われたいわけでもない。

しかしながら、このような認識上の欠落状況は、急速に変わりつつある。オランダは今日、日本企業がEU域内に事業展開するための拠点として、おおいに用いられている。その有力な要因のひとつに租税の側面があることは、機敏な実務家の指摘により、だんだんと一般に知られるようになってきた(1)。また、国際課税に関する研究がすすむにつれ、国際課税においてオランダの占める特別な地位が日本の研究者の間にもひろく認識されつつある。

こういつた機運の中で、本稿では、オランダに特徴的な国際課税ルールを本格的に検討するための準備作業として、オ

ランダ税制の国際的側面に簡単に触れたのち、オランダ・モデル租税条約の意義と機能を検討することとした。以下に述べるところによって、通商に力点をおく小国特有の戦略ともいべきものがうかがいあがることを期待している。

筆者は、一九九五年五月から九月にかけて、アムステルダムで会社間取引課税の国際的側面に関する研究に従事していた。そのさいに強く感じたのは、視点の移動によるめまいのような感覚であり、より具体的にはオランダからみたときの米国の国際課税ルールの局地性であった。その意味で、本稿は、国際課税ルールの多様性を認識するための一習作である。執筆にあたり、面談機会の設定から重要資料の収集、着想の批判的検討に至るまで、前オランダ政府二国間租税条約交渉担当であり現IBFD研究主任であるWim Wijnens氏のお世話になった。記して感謝申し上げる。同氏の批判にもかかわらず本稿に残存するであろう誤りは、筆者に帰する。なお、オランダにおける国際課税の研究活動の拠点については、別稿で検討した<sup>(2)</sup>。本稿はその続編である。

(1) 増井良啓「持株会社と租税法」商事法務一四二八号一頁(一九九六)注二  
二の文献参照。

(2) 増井良啓「国際課税におけるオランダの地位」税研六三号五一頁(一九九五)。

## II オランダ税制の国際的側面

モデル租税条約について述べるまえに、前提として、オランダ税制の国際的側面につき骨格を示しておく。

### A 租税体系

産業化した国民経済の場合、国際競争に勝ち抜くためには、やたらに課税水準を低くすれば足りるというものではない。他方では巨大な安全保障サービスをはじめとして、政府が供給すべきであると国民の考える活動を、租税によってまかなわねばならないからである。そこで、税制のデザインとしては、一定量の租税収入の確保をにらみつつ、いかにして国際的企業活動を阻害しない中立的な制度を設けるか、また、いかにして垂直的公平の要請を実現するかというところに、知恵のしほりどころが存することになる。

この関連で注意しておきたいのは、オランダの税金は、オランダに居住する個人をとってのみ限り、必ずしも安くはないということである<sup>(3)</sup>。付加価値税の

一般税率は一七・五%であり、食品および薬品に対してみとめられている軽減税率ですら六%である。所得税としては、個人の各年度の所得に対して、必要経費控除および各種所得控除のうち、三七・六五%、五〇%、六〇%の累進税率が適用される。その他、純資産税や相続税・贈与税が課される。

他方で、法人税の歳入上の地位は、日本と比較するとかなり低い。一九九四年度には、個人所得税および付加価値税について税収上の大きさからいうと第三位であり、一六二億ギルダー、中央政府税収の一%である<sup>(4)</sup>。

いっぽうにヒトよりもカネのほうが逃げ足が速いことからすると、個人居住者に重く課税し、企業課税に税収上多くを頼らない右のやり方は、理にかなっていてもいえる。ただし、EU統合に伴い国境をこえる人の移動がひんばんになるにつれ、それに対する手当てないし歯止めが必要とされている点については、III A②(3)で後述する。

### B 法人税制

オランダの法人税は、一見したところでは、とりわけて新奇な機軸を含んでいるようにはみえない<sup>(5)</sup>。

(i) 基本的な課税方式。会社の利益に

対して法人税がかかり、株主の受け取る配当に対して所得税がかかる。株主には、会社の納付した法人税額に相当する税額控除は与えられない。いわゆる classical system である。これは、多くのEU加盟国がインピュテーション方式による所得税と法人税との部分的統合を実施するに至っていることと対照的である。

(ii) 課税ベースと税率。一方で、オランダ法人に対しては、全世界所得を課税ベースとして、はじめの一〇万ギルダーに対して四〇%の税率が、それを超える課税所得に対して三五%の税率が、適用される。このように逆進税率をとっているひとつの理由は、所得税の最高税率が六〇%であることから生ずる法人成りの誘因を減らすことにあるといわれる。他方で、外国法人に対しては、オランダ源泉所得を課税ベースとして、同様の税率が適用される。このように表面税率だけをとってみれば、オランダ法人税がとりわけて低率であるということとはできない。

(iii) 企業グループの課税。完全子会社と親会社との損益通算を可能にする「課税一体 (taxed entities)」の制度が存在する。ただしこの制度はオランダ法人のみが利用することができる。

(iv) 欠損金の繰戻は三年間、繰越控除は無期限に認められている。

(v) オランダ国内法上の国際的二重課税排除措置もまた、他のOECD加盟国にも例のある国外所得免税方式を採用しているという点で、必ずしも特別なところはない(6)。前述のようにオランダ人は全世界所得に対して課税される。それゆえ、典型的な例として、その法人が外国の恒久的施設を通じて所得を得ておりその所得に対して当該外国において法人税が課される場合には、国際的二重課税が生ずる。このような国際的二重課税を排除するために、オランダは、数々の租税条約を締結している。そのような条約上の排除措置が働かないときには、オランダ国内法上の一方的二重課税排除措置が機能することとなる。そのしくみはいわゆる「比例的税額控除法」というものであり、ここで詳述は避けるが、累進性を確保した国外所得免税方式をとっていることと同じ結果をもたらす。この方式は、国外源泉の事業所得および不動産所得に対して適用される。この方式が適用されない場合には、外国税額の損算入措置が用意されている。

### C 国際的側面の特徴

このように、法人税制自体について、

必ずしも目新しいしくみが備わっているわけではないようにもみえる。しかしながら、国際的側面についてさらに検討すれば、いくつかの興味ある措置を発見する。オランダ法人税制の国際的側面を特徴づける最も重要な要素としては、①法人の受取配当益金不算入、②条約ネットワークによる源泉税率の軽減、③アドバンス・ルーリングの三点をあげることができよう。

#### ① 受取配当益金不算入制度

親会社の子会社から配当を受け取ったり、あるいは子会社の株式を売却して利益をあげても、子会社の株式を5%以上保有している場合には、その受取配当ないし株式売却益は益金に算入されない。この益金不算入の制度は、次の要件を満たしていれば、配当を支払う子会社が外国法人である場合にも適用される。

- ・株式が単なるポートフォリオ投資として保有されているものでないこと。
- ・外国子会社の利益が当該外国の課税に服していること。ただし税率を問わない。

この制度は、一般的に、国際的な企業グループの本部業務を司る親会社や、諸外国に多数の製造・販売会社を有する中間的持株会社に対しても適用される。このことが、次に述べる源泉税率の軽減と

あいまって、多国籍企業の本部会社や持株会社がオランダに多く存在するひとつの理由であるといわれる。

この益金不算入制度のひとつのねらいは、オランダ親会社が外国子会社から配当を受け取っても、オランダの法人税がかからないようにすることにある。たとえば、いま仮にこの制度の適用要件を満たすものとして、オランダ親会社が、日本子会社から配当を受け取ったものとすると、このとき、当該配当は日本での法人

税の税引き後利益から支払われているから、日本では課税済である。そして、オランダ法人税の計算上益金に算入されないから、結局、日本でのみ課税を受けたという結果になる。従ってこの場合、オランダ親会社としては、日本に対する直接投資に関して、日本の投資家と同じ競争条件にさらされたということになる。すなわちこの制度は、いわゆる資本輸入中立性(capital import neutrality, CIN)の原則を達成しようとするものである。

#### ② 源泉税率の軽減

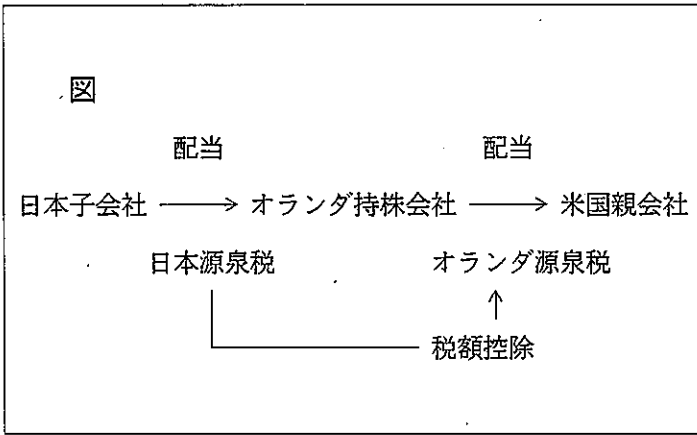
オランダの国内市場は小さく、他方オランダにとっての国外市場は大きい。そこで、オランダ政府は、財および資本の国際的移動に対する障壁をできるかぎり除去しようとする政策をとっている。こ

の政策の最も顕著な現れが、二国間租税条約の締結による配当・利子・使用料に対する源泉税率の軽減である。

#### (1) 配当

オランダは現在五二の租税条約を締結している。条約例は、二五以上の資本参加の要件を満たす外国法人に対する配当支払いについて、配当にかかる源泉税率を一〇%、五%あるいは〇%に軽減している。

オランダが配当にかかる源泉税率の廃棄を相手国に要求するのは、オランダが受取配当益金不算入制度をとっていることに関係している。というのも、①で述べたように、オランダ親会社が日本子会社から配当を受け取っても、その配当はオランダ親会社にかかるオランダ法人税の算定上、益金に算入されない。そのうらはらをなすこととして、当該配当にかかる日本の源泉税は、オランダ法人税の算定上税額控除の対象とならない。つまり配当にかかる源泉税については、受取配当が源泉税額分だけ減るという意味で直接にはオランダ親会社のキャッシュ・フローを減少させたことになる。もしその減少分をみこんで支払配当の金額を調節していたとすれば、影響は日本子会社にも及んでいる。さらに、そのような源泉税の存在をあらかじめ織り込んでオランダ



ダ親会社が日本市場に対する投資を行っていた場合には、そもそも投資活動自体が租税のために影響を受けていたということになる。この状態が資本の国際的移動を阻害するとみて、このような阻害効果を軽減するために、オランダ政府は、会社間配当について源泉税を廃棄すべきであるとしているのである。

もつとも、この外国源泉税の税額控除については、一九九五年一月一日以降、次の措置がとられることとなった(7)。

相手国が源泉税廃棄の要求に応じない場

合、税額控除が全く不可能であるというのでは、多国籍企業にとって持株会社をオランダに設立する税制上のうまみが減殺されてしまう。そこで、オランダ法人の支払配当にかかるオランダ源泉税と相殺する形で、限定的に外国源泉税の税額控除をみとめることとされた。たとえば、日本子会社からオランダ持株会社に対して配当が支払われた場合、日本の源泉税がオランダ法人税の算定上税額控除されないのは、従来と同様である。しかし、オランダ持株会社とその米国親会社に対してさらに配当を支払う時点で、その配当にかかるオランダ源泉税に対して税額控除が認められる(図参照)。税額控除の金額は、オランダ会社の受取配当金額の三%を上限として、支払配当金額の三%とされている。この税額控除を得るためには、次の条件を満たす必要がある。

- ・ 外国子会社が、オランダと租税条約を締結した国の居住者であること。
- ・ オランダ持株会社が当該外国子会社の株式を二五%以上保有していること。
- ・ 外国子会社が租税条約の規定に応じ、五%以上の源泉税を納付したこと。
- ・ 外国子会社から受け取った配当がオランダ法人税の算定上益金に算入されていないこと。

この新しい措置の狙いは、多くの租税条約例において配当にかかる源泉税が廃棄されていないという現実を前にして、オランダ政府の側で一定の税収上の譲歩をなすことによって、隣国との間での持株会社の誘致競争を有利に展開することにある。もともと配当にかかる外国源泉税がかからないのであれば、源泉税の廃棄というオランダ政府の要求自体はこの措置によって変更されないであろう。

(2) 利子・使用料

利子および使用料については、オランダ自身国内法上すでに源泉税を廃棄しており、条約交渉において相手国に対して源泉税率の可及的軽減を要求することが多い。

その根拠としては、国際的資本移動に対する中立性の確保のほかにも、次のような実理的な理屈が用いられている。オランダに設立される会社が多国籍企業の金融業務をつかさどるいわば利子の通過点であるという事情を反映して、多くの場合、オランダ金融会社は利子を受け取るだけでなく利子を支払っている。この場合に、グロスの金額で計算した利子に対して日本で高い源泉税をかけられると、利子の受け取り側において諸費用を

控除したのちのネットの金額に対してかかるオランダの法人税に対して、フルに税額控除できないことがありうる、というのである。

また、使用料についても、使用料をオランダ法人が受け取る場合を想定しつつ同様の理屈が用いられる。つまり、現代の企業活動にとって研究開発にかかる費用は巨大であるため、ネットでみた場合の使用料にかかる収益率は一般的にいって低くなっている、それにもかかわらずグロスの金額でみた使用料に対して高率の源泉税をかけられると税額控除が不可能になってしまう、というのである。

右のような理屈は結局、グロスの利子・使用料に対する高額の源泉税が、国際的資本移動に阻害効果を与えるということをいいたかえたものである。

③ アドバンス・ルーリング

アドバンス・ルーリングは、事業上の意思決定に確実性を与える重要な制度である。この制度は、納税者の取引上のプランニングがどのように租税上扱われるかについて、租税官庁からの確認を得ることを可能にするものであり、オランダにおいてはながく用いられてきた(8)。従来は次の五種類の標準的な事項についてルーリングが発せられてきた。すなわち、

- ・ オランダ持株会社の受取配当が益金

不算入制度の適用を受けるかどうか。

・オランダ金融会社の収受する利子が独立企業間価格の条件を満たしているかどうか。

・オランダ金融会社の外国における恒久的施設に帰属すべき外国源泉所得の範囲。

・オランダ子会社が外国親会社の有する特許権をサブ・ライセンスする場合の適正使用料金額の認定。

・多国籍企業の本部業務にかかる適正経費の額の原価加算法にもとづく認定。

これらの標準的條件は、はからずも、多国籍企業グループのオランダにおける活動のありさまを示している。多種多様な取引に持株会社を介在させたり、あるいは、グループにとっての金融機能を果たす会社をおいたり、知的財産権にかかる収益を一手にまとめたり、企業グループ全体の統括・企画業務をつかさどる本部を設立するにあたって、オランダが選ばれているのである。多国籍企業の行動を観察するには統計資料を用いた実証研究に待つしかなく、本稿はそのような検討を意図するものではない。けれども、以上からは多国籍企業にとってのオランダの重要性を垣間見ることができるところで、一九九五年二月一七日、オランダ大蔵省は「ルーリング発布政策の

概要 (Hoofdpijnen van het Rulingbeleid)」

を公表し、この制度をさらに拡大することとした<sup>(6)</sup>。新方針のもとでは、新たに次の二種類の事項が標準ルーリングとして付け加えられた。すなわち、

・株主から法人に対する経済的価値の移転が仮装資本出資と認定されるか。

・国際企業グループがオランダ内でマーケティング活動を営んでいる場合の再販売価格法にもとづく独立企業間価格の認定。

新方針の下ではさらに、国際取引に対するオランダ租税法の適用案件に関しては原則としてすべてルーリングを発することとされた。発布対象を一般的に広げたいという意味で、これをオープン・システムという。こうして、標準的な案件についてのルーリングだけでなく、特殊な案件に関するルーリングを得ること、外国投資家にとって可能になったのである。ルーリングを発する主体は、ロッテルダムに所在する租税官庁のルーリング・チームである。ルーリングの効力は標準ルーリングについては四年、特殊な案件については場合に依じた期限とされている。この新しいルーリング発布政策の狙いは、事業取引の租税効果に予測可能性を与えることによって、多国籍企業にとってオランダをより魅力ある事業拠

点にすることにある。

#### D まとめ

以上を略言すれば、オランダ法人税制は、受取配当益金不算入制度および国外事業所得に関する免税方式という国内法上のしくみのもとで、一方で条約ネットワークの拡大によって資本所得に対する源泉税を低率におさぎ、他方でマドソン・ルーリングの利用によって国際取引にかかる租税上の予測可能性を高めてきた。全体として、多国籍企業の活動を誘致するための施策がとられてきたものといえよう。

(6) オランダ税制一般について、IBFD, *European Tax Handbook*, 325-340, 1995; Gerrit te Spenke and A. Peter Lier, *Taxation in the Netherlands*, Kluwer, 1992; Roud A. Sommerhalder, *Comparing Individual Income Tax Reforms: A Dutch Perspective*, 1996.

(7) Kam, *The Tax System of the Netherlands*, 9 *Tax Notes International*, 903; at 905, September 19, 1994. OECD 全体との比較については Messere, *Taxation in ten industrialized countries over the last decade: an overview*, *Tax Notes International* 512, August 21, 1995.

(8) Boekhorst, *The taxation of companies in the Netherlands*, IBFD, *The taxation of companies in Europe*, 1994; Pit and Verrips, *New tax incen-*

tives enhance Netherlands as international investment location, 6 *Journal of International taxation* 217, 1995.

(9) 英独仏の国際的三重課税排除措置については、日税研論集一六号(一九九一)の小松芳明、中里実論文を参照。

(10) Brood, *Dutch credit for foreign withholding*, *International Tax Review*, 20, June 1995.

(11) Timmermans, *Perspective of the Netherlands*, IFA, *Advance Ruling: Practice and Legality*, 45, 1994; Burgman, *Corporation tax in the Netherlands: the institution of the advance ruling*, *Intertax*, 1988/10, 297.

(12) Theodoor Huiskes, *Rulings Policy*, Revised, *European Taxation*, 237, July 1995.

# オランダのモデル租税条約(下)

東京大学助教授  
増井良啓  
ますい・よしひろ

## 研究ノート

### 目次

- I 本稿のねらい——オランダの租税条約をとりあげることの意義
- II オランダ税制の国際的側面(以上前号)
- III オランダ・モデル租税条約(以下本号)
- IV 仮説の提示——開放経済における「小国の戦略」

### III オランダ・モデル租税条約

以上の理解を前提として、オランダのモデル租税条約について検討してみよう。

#### A 「租税条約締結の一般方針」

##### ① 文書の構成

一九八七年二月三日、オランダ大蔵省は、オランダ議会下院に対して、「租税条約締結の一般方針」と題する文書を提出した<sup>(10)</sup>。この文書はオランダの租税条約締結方針を政府が議会に対して説明したものであり、オランダの政策を知

るうえで貴重な資料である。

この「租税条約締結の一般方針」の本文は、六章から成る。導入部(第一章)につづいて、租税条約の重要性から説き起し(第二章)、オランダ国内法上の国際的・二重課税防止措置の沿革を概観して

いる(第三章)。続いて租税条約締結方針においてOECDモデルを出発点とする旨が宣明される(第四章)。第五章はこの文書の中心部分であり、租税条約締結交渉の方針を個別条項にそくして説明している。オランダ政府はOECDモデルに準拠する基本方針をとっているため、ここではOECDモデルとの相違点に焦点があてられている。最後に、租税条約締結交渉の結果が報告される(第六章)。

この文書にはさらに、二つの付録がついている。その第一は、オランダの締結した租税条約のリストである。第二は、「オランダ・モデル租税条約(Nederlands standaardverdrag)」である(以下「蘭モデル条約」と略称する)。蘭モデル

条約は、条約交渉にあたりオランダの立場を示す資料として、オランダ側の交渉担当官から相手国の交渉担当官に対して手渡される。

##### ② 文書の内容

「租税条約締結の一般方針」第五章の内容は、大略次の通りである。

##### (1) 事業所得

・ 恒久的施設。オランダ政府は、恒久的施設に帰属する所得のみが恒久的施設の所在する国において課税されうるといふ原則を固守する。いわゆる「吸引力主義」、すなわち、恒久的施設を通じて得られたのではない所得もまた恒久的施設を通じて得られた所得と共に課税されるといふルールは、とるべきではない。

・ 国際運輸。船舶・航空機による国際運輸から生ずる所得に関しては、企業の実質的管理地の所在する国に排他的課税管轄権を与えるべきである。その根拠としては、一方で、どこの国の領土でもない領域において営まれる活動から生ずる所

得を満足に配分する理論をたてるのが難しいこと、他方で、国際運輸の途上で寄港する各国の間で所得を分割するとしてもそれもまた難しいこと、があげられる。

・ 子会社株式の譲渡。株式の譲渡から生ずるキャピタル・ゲインは、譲渡人の居住地国のみにおいて課税すべきである。ところが近年、途上国の中には、子会社株式の譲渡をもって子会社資産の譲渡とみなす国々があらわれた。自国の会社の株式が譲渡されると親会社の居住地国すなわちオランダに課税管轄権があることになるが、自国に所在する不動産や事業資産が譲渡されたものとして扱えば自国に課税管轄権が残るからである。これは親子会社関係において二重課税を生むものであり、オランダとしては受け入れがたい。

・ 対応的調整。移転価格事案において対応的調整を可能にする規定をおくべきであるけれども、対応的調整は自動的なものではないことを明示すべきである。

##### (2) 源泉税

・ 親子会社間配当。オランダ親会社から外国子会社から受け取る配当に対しては、オランダ法人税がかからない。それゆえ、このような配当に対して外国が源泉税を課しても、その配当に対してはオランダ法人税が課せられないから、外国源泉税を税額控除できない。これはオ

ランダ親会社にとって追加的な負担である。そこで、オランダ政府は、親子会社間配当について源泉税の廃棄を求め、もし相手国が源泉税を廃棄しない場合、オランダとしても相手国と同率の源泉税を盛り込むことにしている。その理由は、外国親会社がオランダ子会社から受け取る配当のほうがオランダ親会社が外国子会社から受け取る配当よりも有利に扱われることを防ぎたいこと、および、このような場合オランダ企業は何の利益も受けていないからオランダ政府が税収を犠牲にする理由がないこと、である。

・支店税。国によっては、外国企業の支店からの本国への送金に対して、あたかも子会社から外国親会社に配当がなされたかのごとく扱い、源泉税を課するものがある。支店の形態をとる投資と子会社設立による投資とを同様に扱うためである。これをさらに一歩進め、送金の有無にかかわらず支店利益に対して源泉税を課する国もある。これらの国々は、条約上もこのようにいわゆる支店税を相手国に承認させようとするのが通例である。オランダ政府は、各国による右のごとき支店税の導入を憂慮する。租税条約の下で支店税の不適用を明示すべきであり、それが不可能な場合でも、税率をできるだけ軽減した課税ベースを本部へ実際の送金額に限定すべきである。

・利子および使用料。源泉税の廃棄ないし可及的軽減を求める。もし使用料について相手国が高い税率の軽減を拒否する場合、オランダ側としては使用料の定義をできるだけ限定的なものにしようとする。

・みなし外国税額控除。発展途上国が租税誘因措置として特定産業ないし特定地域について利子・配当の源泉税率を軽減する場合、通例オランダはみなし外国税額控除を租税条約上認めることにしている。

・過少資本。固定比率によって過少資本か否かを判定するべきではない。相手国の過少資本税制の適用に伴ってオランダが調整をしなければならないような条項を、オランダ政府は拒否する。オランダ側としてできることは、負債が真正なものであるかどうかの認定について相手国と協議することである。この認定にあたってはオランダの判例を指針とする。

### (3) 国境を越える通勤者

・人的控除等。外国で働く者の給与所得に関する基本的なルールとしては、勤務が一定期間を超えれば勤務地国において課税される。そして、納税者の居住地国は、勤務地国における課税に対して救済を与えるものとされている。しかしながら、一方で、勤務地国はふつう納税者の人的諸事情を考慮にいれずに課税して

おり、他方で、納税者が当該給与所得のみを稼得している場合には居住地国としても調整の余地がない。結果として、当該納税者は、相手国に居住し働く同僚に比べると、オランダ居住者であるために不利な扱いをうけることになってしまふ。そこで、条約では、居住地国に排他的課税管轄権を与えるべきである。もしこれが不可能である場合には、オランダ政府としては、勤務地国に対して限定的な課税管轄権を与える用意がある。以上は、オランダが国境を接するベルギーとドイツについて特に問題となる点である。

### (4) 特殊な労働所得

・役員報酬。役員報酬はふつう会社の設立地国で課税される。このルールは給与や自社株等を含む全ての報酬に対して適用すべきである。なお、役員が相手国の恒久的施設のために提供した役務の対価については、当該相手国において課税できる旨の規定をおくこともある。

・芸能人。芸能人や運動家の稼得する所得に対する課税管轄権は、通例、役務提供地国に与えられる。その国における役務の提供がどれだけ短期間であっても、例外はない。国によっては、文化・スポーツ交換プログラムにもついていた一定の活動について例外を提案することがあり、その場合、オランダ政府としては居住地国における課税に同意する。

・政府職員。原則として、公務の対価として受け取る給与については、当該職員の雇用国で課税する。

・教授・教師。研究教育目的の二年以内の外国滞在にかかる給与は当該外国において課税されない、というのが基本方針である。

・学生。相手国の居住者から受け取る奨学金は、原則として非課税とされる。教育を受けている国における他の所得に対しては、この非課税措置を適用すべきではない。

### (5) 退職年金

・私的年金と公的年金。一般に、私的年金については受給者の居住地国でのみ課税され、公的年金については年金支払地国においてもまた課税される。ところで、政府から民間に転職したり、民間企業から政府の職を得る場合、オランダの制度が将来改正されれば、転職前の年金制度の下での受給権が転職後の新しい雇用者に対して存続することとなる(この「租税条約締結の一般方針」がだされた一九八八年当時には現実にはそうではなかった。しかし、受け取った年金のうちどの部分が民間での雇用に対応しどの部分が政府での雇用に対応するかを判定することは不可能である。そこで、私的年金と公的年金とで共通のルールを設け、源泉地国および居住地国の双方に課税管轄権を与え



つつ源泉地国で課された租税に対して居住地国が救済を与えることにすべきである。

・一時金支払い。オランダ所得税法上、適格退職年金に対する掛金は所得算定上控除され、受取額は全額課税される。一括払いで年金を受け取る場合には特別の税率が適用されるが、その税率は少なくとも二〇%以上である。ところで、オランダの締結した租税条約の多くは、年金受取人の居住する国に排他的課税管轄権を与えている。そして、条約の相手国のいくつかは、一時金の形で受け取る年金については全く課税しないか、きわめて低税率でしか課税していない。そこで、実際に、オランダの居住者が租税回避目的で外国に移住し、その国の居住者として年金を一括払いで受け取ったのち、あらためてオランダに戻るといふ事例が発生した。これを防ぐために、オランダ政府は、このような場合には条約の退職年金条項が適用されない旨主張した。けれども、オランダ最高裁判所は、ほとんどの事案において、一括して支払われても退職年金条項が適用され、居住地国でないオランダには課税管轄権がない、という判決を下した。このような事情が存するため、右の一時金についてはオランダに課税管轄権がある旨の特則をおくべきである。

・掛金の控除。条約の相手国の国内法上、年金の掛金は当該相手国の年金基金や保険会社に対して支払われた場合にのみ控除可能とされている場合がある。この場合、オランダ政府としては、オランダの年金基金や保険会社に対して支払われた掛金もまた控除可能にすべきであると相手国に要求する。

・社会保障給付。租税条約中に特に別段の定めがなければ、社会保障給付は「その他所得」として扱われ、受給者の居住する国で課税されることになる。しかし、社会保障給付が公的年金と一定程度類似する面をもつことにかんがみると、源泉地国においてもまた課税できるようにすることが望ましい。

#### (6) その他所得

・範囲。租税条約の他の条項にあてはまらない所得については「その他所得」条項が適用され、受取人の居住する国に排他的課税管轄権が与えられるのが一般である。これに対して、国連モデル条約の規定では、源泉地国で生ずる所得について源泉地国が課税でき、その租税について居住地国が二重課税救済措置を講じなければならぬとしている。このような方式をオランダが受け入れるか否かは、所得類型に関する他の条項がどれほど詳細であるかによる。条約規定が詳細であればあるほど「その他所得」条項の

意義は小さくなるところ、その意義が十分小さい場合にはオランダ政府としても国連モデル型のやり方を採用することがありうる。

#### (7) 二重課税の防止

・外国税額控除の適用範囲。二重課税の排除に関する租税条約の条項は、通常、一方の締約国の居住者が他方の締約国の源泉から得る所得について、税額算定上いかなる救済方法が用いられるかを示している。この点、オランダは、事業所得について「比例的税額控除法」(これが「累進性を留保した国外所得免税方式」と結果的に同じことになることについては、II Bで先述した)、配当・利子・使用料について外国税額控除方式をとっている。

オランダ政府はまた、芸能人の外国源泉所得や、年金の一括払いや、株式譲渡にかかるキャピタル・ゲイン税に対しては、外国税額控除方式を適用したいと考えている。

・純資産税。オランダは、個人所得税を補完するものとして、個人の純資産に対して年〇・八%の税率で課税している。課税ベースは、オランダおよび外国に所在する資産の価値から債務を減じたものである。オランダの国内法および多くの租税条約では、一定の要件をみたす外国所在資産につき、「比例的税額控除法」によって二重課税排除をはかっている。

ところ、オランダ最高裁判所の判決は、条約上の二重課税排除措置の適用にあたって、外国所在資産の粗価値を用いなければならない旨、および、外国所在資産にかかる債務はオランダ所在資産をも含めた全ての資産価値を減する旨を判示した。こうなると、外国所在資産が抵当権付きの債務によって調達された場合、納税者にとって有利な結果になる。そこで、オランダ政府としては、抵当権付きの債務の価額は外国所在資産の価額から控除するものとする旨、条約上規定をおくべきであると提案する。

・投資誘因措置。オランダの国内法上の投資税額控除(いわゆるWIRプレミア)は、二重課税排除の方式として外国税額控除方式をとる国との間では、有効に働かない。なぜなら、オランダ源泉所得にかかるオランダ所得税が投資税額控除によって減少しても、本国において外国税額控除が減少することによって相殺されてしまうからである。そこで、オランダ政府は、相手国に対して、WIRプレミアムの効果を無視して外国税額控除を認めるよう働きかけている(これはみなし外国税額控除に他ならない。オランダはみなし外国税額控除を認知する方針をとっているから、その意味では一貫性があるといえる)。みよ、②。

・石油会社の特別税。オランダ大陸棚



で石油や天然ガスを採掘する会社には、七〇%ないし五〇%の生産利潤税を課している。この租税は法人税とともに課されるが、その税額算定上法人税額を控除することができる。オランダ政府は、租税条約の相手国が、この特別税を二重課税排除措置の対象となる租税に含めることを望む。

(8) 情報交換

・一九八六年法。一九八六年にオランダ国内法上、相互協力および租税条約に関するE E C指令に対応して、情報交換の根拠法が導入された。オランダ政府にとってO E C Dガイドラインの情報交換に関する規定は有益な指針とされている。

③ 文書の意義

「租税条約締結の一般方針」は、平易な表現によって比較的簡潔にオランダの政策をまとめたものである。これを一読すれば、通商に力点をおく小さな産業国にとって租税条約がいかなる機能をもつものとして理解されているかがわかる。その意味で、オランダの租税条約について論ずる場合の出発点とすべき重要な文書である。

この文書はまた、O E C Dモデルにおいて規定されていない点についても、さまざまな新しい論点を提供している。たとえば、勤労性所得の稼得者が国境を越

えて勤務する場合については、オランダの国際性を反映して、かなり細かな事例の蓄積が背後にあるようである。四方を海に囲まれた日本にとっては、オランダにおける程度まで人的移動が激しくなることは、近い将来には想像しにくい。しかし、程度の差こそあれ、資本だけでなく労働が国境を越えはじめる時代は、日本にとってもすでに到来しつつある。その意味で、出国による二重課税や租税回避、年金制度との関係、資産税の分野における調整といった議論は、問題点の先取りとして参考になる。

B 法形成過程における立法府の役割

このような公式の文書が作成された背景は何か。一般的には、租税条約の増加および企業活動の国際化の進展とともに、租税条約に関する基本的な情報が必要となってきたことがあげられる。しかし、より直接には、次のような事情が指摘されている(11)。一方では、新規に締結した租税条約に付属する説明文書があまりに簡潔であって、条約適用の具体的な案件の解決にあたってほとんど手がかりを与えないといわれていた。他方では、署名された租税条約が議会によって批准されるまでかなりの時間がかかり、このような遅延は一九八〇年代後半にひんば

んに条約締結・改訂がなされるに至って問題と感ぜられるようになった。このような中で、一九八六年に大蔵政務次官と議会との間で協議がなされ、条約の形成過程において議会がより深く関与できるよう、下院予算委員会から大蔵政務次官に対して条約締結方針についての文書を提出するよう求めた。「租税条約締結の一般方針」は、このような経緯をへて作成されたのである。

一九八七年一二月にこの文書が提出されたのち、一九八八年四月には下院予算委員会から八七点にわたる質問状が出され、同六月に政府から回答がなされた。政府と議会との間のやりとりはその後も継続し、同年一〇月そして一九八九年三月には口頭での協議がなされた。この期間にはまた、国際的の二重課税の排除に関する一九六五年政令が改訂された。

「租税条約締結の一般方針」は特にそれ自身で法的な効力を有するものではない。そこに添付された蘭モデル条約についても、あくまで交渉の出発点として用いるだけであり、個別の交渉案件に応じてさまざまな修正が加えられる。したがって、この文書は、政府の条約交渉権限を議会が牽制する道具としては、強制的な効果がない。

しかしながら、このような文書が公開され、議員によって検討されたというこ

とは、実質的にみて、条約による法形成に対する立法府の関与の度合いを高める意味があった。多くの国においてそうであるように、オランダでも、政府が署名した条約は議会によって批准されなければ発効せず、その意味では条約の内容に対して議会が事後的なチェックを加える制度的な担保が用意されている。しかし、そのような事後的な関与だけでは、条約の内容について後から追認を与えるにすぎなくなり、条約の内容に対する民主的統制に欠けるのではないか、という疑問が生ずる(12)。日本と同じようにオランダでも、租税条約の効力が国内法のそれに優先するとされているから(13)、とりわけこのような疑問は重要である。

いまかりに、具体的な租税条約の交渉に先だって政府が基本的な方針を示し、法的な効力をもつ承認ではないにせよ議会の理解を得ておけば、その基本方針の枠内においては議会の同意があったことと結果的に近似する。そして、条約が署名されたのちの批准段階においては、当該条約が蘭モデル条約と異なる点についてのみ重点的に審議すれば良いということになる。そうすると、条約内容に対する民主的統制に資するのみでなく、法形成過程の円滑な運営にも役立つことになる。租税条約の内容の分析などというものは元来高度に専門的な論題であり、こ

れを短時間で正確に理解することは至難の技である。この点「租税条約締結の一般方針」は平易な表現で租税条約の機能の要点をつくしており、これによって一般的に租税条約についての理解が議会の構成員に広まったとすれば、それ自体重要な啓蒙効果があることは想像に難くない。蘭モデル条約が議会に提出されたことは、このような観点からは評価に値することであろうと思われる。

もっとも、条約締結は相手国との交渉事である。「租税条約締結の一般方針」を公に示したことは、逆に言うと、相手国との交渉に先立って自らの手の内を明かしてしまったことでもある。これでは交渉過程におけるオランダ側の立場が弱められてしまったのではないかという批判もありうる。しかし、一般方針自体がオランダの立場に最も有利な政策を示しているものであるとすれば、それがあらかじめ公表されているからといって特に具体的な交渉が難しくなるというものでもなからう(14)。むしろ、一定の方針にしたがって条約締結をくりかえしていけば、その実績自体がひとつの交渉力となることも想定される。実際のところ、「租税条約締結の一般方針」の公表以前においても、条約交渉にあたってオランダ政府はOECDモデルを指針としていた。しかしOECDモデルが公表されて

いるからといってオランダの交渉力が弱まるとは誰も考えないであろう。蘭モデル条約の公表についても同様であり、OECDモデルよりもオランダの立場に適合した条約をモデルのかたちで示すことによって、交渉の土俵をはっきりと透明な形で宣明する意味をもったのである。

### C OECDモデルとの比較

#### ① OECDモデルとの相違点

先に述べたように、蘭モデル条約は、OECDモデルに準拠している。しかし、若干の乖離点が存在することも事実である。OECDモデルとの主な相違点は、次の点である。

・費用分担契約。多国籍企業は企業グループ全体のためのサービスをおこなう会社をオランダ内においていることが多く、このようなサービスの内容としては、グループの統括や、市場や製品に関する調査といったものがある。このような本部業務にかかる費用はグループ内の各会社が負担することになる。OECDモデルはこのような場合について特に言及していない。蘭モデル条約九条一項では、費用分担契約が存在するだけでは必ずしも独立企業間取引の条件を満たしたことにならない旨を確信的に明示している。

・収益参加型社債。会社の収益に参加する社債から生ずる所得は、OECDモ

デルでは利子とされるが、蘭モデル条約一〇条六項では配当とされる。

・出国とキャピタル・ゲイン。株式の譲渡から生ずるキャピタル・ゲインについては、OECDモデルによれば譲渡人の居住地域において課税されることになっている。しかしそれでは、他国に移住して株式を譲渡し、課税を免れつつ元の居住地域に戻る事が可能になる。そこで、蘭モデル条約一三条五項では、会社の設立地域が、その会社の株式譲渡にかかるキャピタル・ゲインに対して、譲渡人の自国からの出国後五年間は課税できない旨定めている。これは租税回避防止条項である。

・国際運輸と給与所得。国際運輸を営む船舶・飛行機の乗組員の給与所得は、OECDモデルでは、企業の実質的管理地域に課税権があるとされているが、蘭モデル条約一五条三項では当該乗組員の居住地において課税される旨規定されている。

二項では、一括して支払われる年金について、年金の生ずる国が課税することを認めている。

・教授。締約国間の教授・教師の交換を容易にするため、蘭モデル条約二〇条は、二年以内の在外研究教育活動に関する支払いは元の居住地域においてのみ課税できる旨定めている。この条項はOECDモデルにはない。

・国外所得免税方式。二重課税排除の方法として、OECDモデルでは、国外所得免税方式と外国税額控除方式の二つを併記している。蘭モデル条約二四条二項は、いわゆる累進性を留保した国外所得免税方式をとっている。すなわち、同項に示された所得は、それ自身はオランダでは課税されないけれども、オランダで課税される他の所得にかかる税額を算定するうえで考慮に入れられる。なお、蘭モデル条約二四条三項では、法人間配当以外の配当やキャピタル・ゲイン等にかかる外国源泉税についてオランダが税額控除をみとめるものとしている。

・大陸棚。蘭モデル条約二五条は、北海のオランダ大陸棚での鉱物資源発掘活動を営む企業について、オランダに恒久的施設があるものとみなす規定である。この条項はOECDモデルにはない。

・仲裁。蘭モデル条約二七条五項は、相互協議の開始から二年後、いずれかの

締約国の要請に基づいて、当該事件を仲裁に付託できるものとしている。この条項はEUにおける展開を受けて挿入された。この規定もOECDモデルには存在しない。

・徴収共助。いまひとつOECDモデルの中には存在しないのが、締結国間の徴収共助に関する規定である。蘭モデル条約一九九一年一項は、徴収共助の対象が蘭モデル条約の適用のある租税およびそれに関する加算税であるとしている。同一項は、一方の締約国は他方の締約国の要請により自らの国内法に従って徴収をおこなう旨、かかる徴収は一方の締約国において優先的地位をもたない旨、債務者の取監によって徴収することができない旨、要請を受けた締約国には要請をなした締約国の国内法に存在しない措置をとる義務がない旨定める。その他、同条において、真正な債務名義の存在の要件、遺産にかかる特則、締約国が要請にこたえなくてもよい場合、要請に必要な書面、通貨換算の方法等について詳細な規定をおいている。

・事業所得と準備的活動。オランダの会社が外国に恒久的施設をおいて事業を営んでいる場合、その外国が、オランダで行われた準備的活動を考慮することなく受取金額全体に課税することがありうる。しかしそうになると、事業所得は実際

に活動がなされた国において課税すべきであるという原則に反する。そこで、蘭モデル条約の議定書では、同条約七条に關して、オランダにおいておこなわれる準備的活動——たとえば青写真作成・原料購入・部品製造等——から生ずる所得については、オランダに課税権がある旨了解されている。

② 蘭モデル条約の特徴

以上、蘭モデル条約は基本的に、OECDモデルの構造をほぼ忠実に踏襲し、所得の源泉地国よりも居住地国に対して手厚く課税権を配分している。そのため、利子・使用料にかかる源泉税を廃棄し、配当にかかる源泉税率を低率におおえていいる。また事業所得についても恒久的施設に帰属する所得の範囲を限定的に解している。

より細かな点では、国際的に開放的なオランダの状況にそくした規定も盛り込まれている。たとえば、出国に関する規定は、陸地続きで外国に接しているオランダに特有の問題であろう。また、相互協議における仲裁の利用を定める規定や、徴収共助についての詳細な規定は、

なお、国外所得免税方式や法人の受取配当益金不算入といった特徴については、先述した。

(9) Notitie algemeen fiscaal verdragspelid, Tweede Kamer, vergaderjaar 1987-1988, 20365, nrs. 1-2. その内容はほぼ忠実な英語による解説として、van Wardenburg, The Netherlands: Tax Treaty Policy, 28 European Taxation 108, 1988. があり、以下の叙述にあたつては主にこれを参照した。なお、一九八八年の時点でオランダが締結していた実定租税条約例との比較として、Lyons and van Wardenburg, Some Aspects of the International Tax Treaty Strategy of the Netherlands, 42 Bulletin for International Fiscal Documentation 374, 1988. 蘭モデル条約の論評として、van Raad, The Netherlands model income tax treaty, Intertax 1988/8-9, 241.

(11) Nederlandse regelingen van internationaal belastingrecht, II, B, 21, Suppl. 129 (September 1990), Kluwer.

(12) この点については一般的に、Gann, The concept of an independent treaty foreign tax credit, 38 Tax Law Review 3-4, 1982.

(13) オランダ憲法四六条。またオランダは条約法に関するウィーン条約を締結している。

(14) この点は、筆者のインタビューにこたえてくれた条約交渉担当官の指摘に負う。

IV 仮説の提示

——開放経済における「小国の戦略」

以上の短い概観から、オランダ税制が国際投資の促進のためにいろいろ工夫

をこらしていることが明らかになった。その内容をあらためて摘記すれば、①受取配当の益金不算入、②条約ネットワークによる源泉税率の軽減、③アドバン ス・ルーリングによる予測可能性の確保、といった措置により、オランダを通過する資本の移動を税制が阻害しないよう努めている。このような措置を可能にする税収上のバックアップとして、個人居住者に対してかなりの高率の所得税・付加価値税がかかるしくみになっている。(30)に大きな社会保障負担が付け加わる。

これを一言でまとめると、オランダの国際課税政策の基調は、多国籍企業の招致に傾くものであるということになる。これを、開放経済において投資や事業の流れを引き寄せるための小国の租税戦略とみることができるとはならないか、というのが筆者の仮説である。

いまかりにオランダの国際租税政策についての右仮説が正しいとすると、このような政策は、米國が一九八〇年代以降とみに課税強化路線を鮮明にしたことと比較したとき、まことに対照的である。

じつさい、この両者が真正面からぶつかったのが、蘭米租税条約の改訂をめぐる交渉であった。二国間の基本政策がおおきく異なっていたがゆえに、この交渉は一〇年越しという異例の長期間をへて、ようやく一九九二年一二月に署名にこぎ

つけた。この条約に含まれた複雑な便益制限条項の解明をふくめ、二つの政策のぶつかりあいを動的にあとづける作業は、これからの重要な研究課題として残っている。こういった基礎的な研究によって、日蘭租税条約の解釈や、日本の国際租税政策のあり方について、新しい見方を提示できるのではないかと思われる。

もっとも、右の仮説が開放経済におけるオランダの租税政策のあり方の理解としてどの程度正しいか、その点を本格的に研究するには本稿のごとき小論のみでは不十分である。オランダのあり方は、資本の通り抜け基地という意味では、七つの海を帆船で渡って財や銀貨を仲介した一七世紀黄金時代のリバイバルをねらっているようにもみえる。そのような政策が支持を受ける歴史的ないし政治的背景を知らずして、制度の表層のみを論じることは危険である。また、法執行のあり方として、一方では少ない法律条文と一般原則をアドホックに適用するやり方をとるようにならなくてはならない(その意味でも規律のこまかい米国の租税法とは対照的である)、他方で投資誘致に不可欠な透明性ないし開放性を確保しようとしている点や、どのように折り合っているのか。興味と疑問はつきない。そのような意味で、本稿は、将来の本格的な作業にむけた研究ノ

ートにとどまる。

さいごに、補説として二点のべておきたい。第一点は、モデル条約の影響についてである。本稿でみたオランダの例では、条約交渉の出発点となる「モデル租税条約」が議会との関係で事前の一般承認を受けていた。この点は、前記III Bでのべたように三権分立の観点から参考になるだけではない。というのは、実定租税条約の交渉・締結・批准の過程における「モデル租税条約」の影響力というより広範な論点をもふくんでいるからである。現在オランダは五〇を超える国と租税条約を締結しているところ、個別租税条約の条文の構成や内容は相互に酷似している。このことは通常当然のこととして受け取られているが、相手国の税制が多様性に満ちていることからすれば、考えてみれば不思議なことである。やや視点を広げれば、二国間条約は当事国の数がふえれば増加するから(たとえばNカ国が相互に二国間条約をむすんでいるときにあらたな第三国がこの二国間条約ネットワークに加入すると条約の数は追加的にN個だけふえる)、二国間租税条約のシステムは莫大な数の個別実定条約を必要とする。こうしてみると、現存する多数の租税条約がばらばらの姿をとることなくほぼ共通のプロトコルにのっとっていることと自体、指摘に値する特色であるといえ

よう。この現象を説明するには、OECD Dモデル条約や国連モデル条約の条約形成過程における影響力とともに、米蘭などいくつかの有力な国が自国の「モデル租税条約」を一貫して交渉の出発点としていることが、鍵になるのではないか。

第二点は、使用言語の問題である。本稿の執筆にあたっては、主として英語による文献および面談に依拠した。オランダを対象としつつオランダ語に依拠しないというのは、通常の外国法研究のあり方からすれば、邪道である。しかしながら、二つの理由が、本稿のテーマについての英語を用いた検討を部分的に正当化する。第一に、租税条約の解釈においては、しばしば英語版が重要な役割を果たす。たとえば、日蘭租税条約については日本語、オランダ語および英語の各本文がある。日本語およびオランダ語の本文はひとしく正文であり、日蘭両国語の本文の解釈に相違がある場合には英語の本文によることとされている。また、一般的にいつて、条約締結交渉や権限のある当局間の相互協議においては、英語を公用語としない国々の間であっても、英語を用いることが多い。オランダの租税条約ネットワークの検討において英語を使用言語としても許される第二の理由としては、オランダ社会における英語の通用度の高さをあげることができる。そもそも

もオランダ語と英語とは近い関係にあり、またオランダの租税専門家は日常的に英語圏の人々と密接に交流している。

その結果として、英語で書かれたオランダ税制に関する情報はかなり広範でありかつ新しい。そしてその内容はオランダの専門家にも広く読まれている。この二つの理由から、本稿のようにいわば言語上の脇道をとった検討にも、限定されたものとはいえない一定の存在意義が認められるものと考えられる。国際課税における使用言語が英語に収斂していくという傾向は、望むと望まざるとにかかわらず、取引先の多様化と情報量の急速な増大に応じて今後ますます進むのではないかと予想される。二国間関係をはなれ多国間のフォーラムにでていく場合には特にそうである。しかしそうなるに逆に、国際課税について日本語で書いたり議論することが地域的な通用性しかもたないことが問題となる。日本語で執筆された本稿は、そのままの形でオランダ等の租税専門家に読まれる可能性は小さく、ましてや批判にさらされる可能性はなおさら小さい。真の危険はむしろそちらにあることを自戒しつつ、筆をおく。